

# 美浦中学校いじめの防止及び根絶のための基本方針

## はじめに

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に多大な影響を与える憂慮すべき行為です。さらに、いじめは、時に生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせるケースも少なくありません。

美浦中学校では、こうした事態が絶対に起こらぬよう、多面的な教育を実践することで、いじめの防止、いじめの根絶に努力しています。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」）が制定され、法律の制定と同時に、文部科学省では、文部科学大臣名で「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」）を定めました。これを受け、茨城県教育委員会は「茨城県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」）を定めました。このような国および県のいじめ防止策を受け、美浦村でも「美浦村いじめの防止及び根絶のための基本方針」（以下「村の基本方針」）が策定されました。

美浦中学校では、「村の基本方針」に基づき、いじめの防止、いじめの根絶に向けて、組織的にかつ継続的に一層の努力をしていきます。そのためには、学校だけでなく、家庭や地域が連携し合いながら取り組むことが重要になってきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

令和 6 年 4 月

## I いじめの防止及び根絶に向けての対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの定義について

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」（法第 2 条第 1 項）と定義されています。また、いじめの発生場所については、学校の内であるか外であるかは問いません。

### 2 美浦中学校の基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうるものとされています。美浦中学校では、基本的に、いじめは、生徒及び村民すべての社会力を向上させることによって根絶したいと考えています。しかし、全国の学校や地域では、いじめによって児童生徒の生命や身体に重大な危険が及ぶ事態が発生しています。

こうした悲しむべき事態から美浦中学校の生徒を守るためには、生徒を取り巻く大人一人一人が、「いじめは許されない」「いじめは犯罪である」との強い意識をもち、いじめの防止と根絶に向け地域の力を結集する必要があります。また、いじめのない学校をつくることは、心豊かで安全・安心な社会を作ることと一体であるとも言えます。つまり、学校、家庭、地域を含む社会全体として取り組むべき重要な課題です。

地域社会総がかりでいじめを根絶するためには、一人一人が基本的な理念を共有すると同時に、学校の体制を整備し、役割と責任を自覚しながら連携し、地域全体で生徒を育てること、とりわけ「社会力」すなわち「人が人とながり社会をつくる力」を育てることが重要です。また、その実現のためには、「法」をはじめとする関係法規や「児童の権利に関する条約」（以下「条約」）の 4 つの原則（差別の禁止、児童の最善の利益、生命・生存・発達の権利、意見表明権）を正しく理解し、それらに基づいた適切な行動をとることが必要不可欠です。

いじめは、生徒の他者に対する関心や愛着や信頼感の欠如と、それに起因するコミュニ

ケーション能力の未熟さなどが主たる原因になっていると考えられます。さらに、インターネットを使ってのいじめが多発していることも現在のいじめの特徴です。

いじめを防ぎ根絶するためには、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるような教育を実現しなければなりません。とりわけ、生まれた直後から、すべての子どもの社会力を育てることに傾注するなど、村民が一体となっていじめの根絶に向け子どもの生育環境をよりよくしていくとともに、そのための体制づくりと日常的な活動の推進が必要となります。

## Ⅱ 美浦中学校における日常的な取組

### 1 「不登校・いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止および根絶に向けた環境の整備や体制づくりとして、美浦中学校のいじめ防止と根絶にかかわる情報を共有し、必要な施策を実行していくために、「不登校・いじめ対策委員会」（以下「対策委員会」）を設置します。いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教師が抱え込むことのないよう、組織として対応します。

構成員は校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、各学年生徒指導担当教員・教育相談担当教員とします。校長が必要と認める場合、その他の教職員や、専門的な知見を有する者などを構成員とすることができます。

### 2 教職員研修の充実

いじめが最も起こりやすい場所が学校であることは言うまでもありません。このため、いじめの防止と根絶のためには、まず、教職員の意識の向上や指導力の向上が重要になります。いじめ問題の現状について理解を深め、いじめの早期発見のための具体的な対応方法や、いじめを許さない生徒を育てるため、指導力の向上、社会力育成のための教育や「望ましい人間関係づくり」のための具体的な方法について学ぶことを目的にした研修を行うなど、教職員の資質能力の向上を図る必要があります。

また、リーガルナレッジ（法知識）に基づく適切な指導及びいじめ対応を行うために、関係法規に関する研修を実施します。

### 3 インターネットを通じて行われるいじめ問題への取り組み

パソコンやスマートフォンなど情報機器の普及に伴い、インターネットを通じて行われるいじめの対策を推進することも重要です。そのため、生徒に対する指導だけでなく、保護者に対する情報の提供や啓発活動も重要になっています。このための教員研修を推進するとともに、生徒対象の指導と保護者対象の学習会等を実施していきます。

### 4 いじめに関わる相談窓口との連携強化

美浦中学校と連携して、光と風の丘公園に「美浦村教育相談センター」が設置されています。また、相談アプリ（STANDBY）や「いばらき子どもSNS相談」が導入され、生徒が容易に相談できるようになりました。それらの窓口をお便りやホームページを通して周知し、生徒がSOSを出しやすい環境を作ります。また、学校ではスクールカウンセラーによるカウンセリングで、不登校やいじめなどの問題に対して、生徒や保護者からの相談に対応しています。さらに、学校は状況に応じて、教育委員会、児童相談所等の関係諸機関の相談窓口との連携強化に努めます。

### 5 社会力育成教育の推進

美浦村は、「0歳から90歳までの社会力育て」を教育施策の根幹としています。この根幹に基づいた教育や施策を美浦中学校でも積極的に推進していきます。地域社会が一丸となって子どもの社会力を高めていくことによって、いじめの根絶を実現に努めます。

## 6 「美浦中の基本方針」等の周知と啓発

「美浦中の基本方針」について、学校、保護者、地域住民等に周知し、それぞれの役割について理解を深めることを通して、いじめの防止および根絶に向けた地域社会全体の教育力の向上を図ります。また、国の通知や調査結果をはじめ、最新のいじめの問題に関する情報を積極的に収集し、いじめ問題に対する取組を推進させます。

## 7 いじめ防止に向けた教育委員会の協力支援

いじめがもっとも起こりやすい場所が学校である以上、学校の教職員の負担が増えることが考えられます。そうした負担をできるだけ軽減するため、教育委員会と協力して支援を受けます。

### (1) スクールカウンセラー等の配置または派遣

いじめの防止を含む教育相談に対応し、生徒の心のケアを行うため、スクールカウンセラーなど心理学等に関する専門的知識を有する者が配置、派遣されます。

### (2) 学校のいじめ防止対策に対する指導と支援

美浦中学校のいじめ防止基本方針（以下「美浦中の基本方針」）の策定や、「不登校・いじめ対策委員会」の活動、重大事態が起こった場合の対処等について指導・支援を受けます。

## Ⅲ いじめ防止に向けて取り組む美浦中学校に求められる責務

法及び県、村条例の趣旨を受け、いじめをなくすために美浦中学校が行うべき責務を次のように整理しました。

### 1 いじめ問題への対応

#### (1) 「美浦中の基本方針」の策定

法第13条に基づき、いじめの防止に向けた基本的な考えや取組の内容等を盛り込んだ「美浦中の基本方針」を策定する。「美浦中の基本方針」は、「村の基本方針」の趣旨を受けたものとする。

#### (2) 「いじめの防止のための組織」の設置

法第22条に基づき、いじめの防止に向けた教育や対策を効果的に行うため、美浦中学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「不登校・いじめ対策委員会」を設置する。

この組織は以下の役割を担うものとする。

ア 「美浦中の基本方針」に基づく取組および年間計画の作成、実行、検証。

イ 生徒および保護者からのいじめ相談や連絡を受ける体制の整備。

ウ 「美浦中の基本方針」に基づくいじめ防止の取組のPDCAサイクルによる改善。

エ いじめが発生した場合の、いじめに関する調査、指導や支援の体制、対応方針の決定。

オ 重大事態が起きた場合の、対策委員会の設置や教育委員会との連携の迅速化など、

収束に向けた速やかな対応。

## 2 いじめの防止および根絶のための教育と措置

生徒の思いやりの心を育成し、他の人と心を通わせる力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、下記のように、全ての教育活動を通して社会力を育むことに努めること。また、これらの教育活動においては、プロアクティブ型（常態的・先行的）生徒指導によるいじめの未然防止、及びリアクティブ型（即応的・継続的）生徒指導による早期発見・早期対応の双方の視点を持ち、重層的に生徒を支援していく。

### (1) 授業および学級・学年経営

教職員は、いじめに類する行為をしてはならず、かつ県、村条例の基本理念にのっとり、教職員の言動が生徒に与える影響を十分に理解して授業その他の教育活動を行わなければならない。

授業および学級・学年経営においては、生徒が自らの言動を自分で考え、他との関わりを通して、社会力を高めるとともに、自己指導能力（その時、その場で、どのような言動が適切か自分で考えて、判断し、実践する能力）を高め、いじめに向かわない能力、態度を育成する。

いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによって、いじめに正面から向かうことができるよう、道徳教育を充実させる。

### (2) 生徒会活動、学校行事および部活動

生徒会活動、学校行事および部活動などの諸活動を通して、全ての生徒が活躍できる場面や役割を設定し、生徒が他の生徒から認められる体験をもつことによって社会力を高め、自己有用感（自分は認められている、自分は大切にされているといった思い）を高める。

また、これらの活動やボランティア活動などを通して、大人を含めた多様な他者との協働体験をさせることで市民性教育・人権教育等を推進し、共生社会の一員となるための市民性や人権意識を育む。

### (3) 教育相談と個別面談

日頃から生徒と接する機会を多くし、教職員に対する生徒の信頼感を高め相談しやすい関係を構築する。また、発達段階に応じて個別面談の機会を設定する。

### (4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめが多発している現状を踏まえ、必要に応じて外部講師等を活用し、情報モラルや情報機器の使用、トラブルへの対処法に関する指導を行う。

生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、それらの書き込み等を削除させる等の指導を行う。また、警察等の関係諸機関に相談し、削除と情報の拡散を止めるための措置を速やかに講じる。

### (5) アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を学期に1回行い、いじめの早期発見と抑止に役立てるとともに、いじめ防止に関する日頃の取組を検証する。

### (6) 保護者との連携

三者面談・二者面談を活用して教育相談を実施したり、学校での生徒の様子や学校の取組を適時家庭に連絡したりして、日頃から保護者との連携を密にすることで、保護者が学校に気軽に相談できる関係づくりに努める。

### (7) 相談窓口の周知

いじめだけでなく、様々な相談がある場合、保健室や教育相談センターでの相談のほか、電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口があることを生徒および保護者へ周知する。

### (8) いじめの認知に伴う対応

生徒の些細な変化や小さなサインを見逃さないよう、学校全体で取り組み、気付いた情報については確実に共有し、速やかに対応する。更に、事実関係を調査し、適切に対応する。

学校がいじめを認知した場合、いじめを受けた生徒（以下「被害者」）の安全を速やかに確保するとともに、法第23条第4項に基づき、いじめを行った児童生徒（以下「加害者」）について、被害者とは別の場所で学習を行わせる措置その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。

学校又は教育委員会は、加害者に対し、上記の様な措置を行った場合には、加害者の学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

また、被害者・加害者双方の保護者に速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、学校と家庭が協力して対応する。特に、加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。なお、学校が把握した事実関係と対応については教育委員会に報告する。

#### (9) 重大事態の調査と報告

いじめに関わる重大事態が発生した場合は、村のいじめ調査委員会と協力し、事実関係を把握すると同時に、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等について詳細かつ速やかに調査する。

調査結果については、教育委員会へ報告する。

その調査結果を踏まえ、再調査を行う必要がある場合、学校はいじめ再調査委員会に積極的に資料を提供するとともに、再調査の結果や助言を重んじ、主体的に事態の解決と再発防止に取り組む。

### 3 関係者および関係機関との連携と協力

いじめの防止や根絶は学校の教職員の努力だけでは実現できないという前提のもと、教職員は、保護者はもちろん、地域住民や警察、児童相談所等の関係機関と連携し、協力して事に当たることとする。

#### (1) 保護者

学校は、生徒の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と密接に連絡を取り合う。なお、いじめが発生した場合、学校は被害者と加害者それぞれの保護者と密接に連絡を取り、適切に対応する。

#### (2) 地域

学校は、校外における生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員、児童委員や青少年相談員等、地域住民と連絡を取り合う。いじめが発生した場合は、必要に応じて、これらの地域住民等の協力を得ながら対応する。

#### (3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解決することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関と連携を図る。なお、いじめの発生を認知した時点で被害者の生命または心身の安全がおびやかされているような場合は、直ちに警察に連絡し、連携して対応する。

#### (4) 学校以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者と生徒が在籍する学校および教育委員会が連携して対応する。

#### (5) その他

いじめに関係する生徒が複数の学校に及ぶ場合、関係する学校が連携して対応を行う。また、教育委員会を通して当該市町村教育委員会と連携を図る。

## 4 教職員研修の充実

いじめの問題に対する理解を深め、いじめの防止および根絶のため、学校内における教職員の研修の充実を図り、次のような認識を深めること。

- (1) 実践的研修や事例研究を通していじめの未然防止や根絶のための指導、対応について共通理解を深める。
- (2) いじめが発生した場合、「法」をはじめとする関係法規に則り、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、最新のインターネット環境に関する研修を行い、情報モラルへの理解を深める。

## IV 家庭や保護者に望む役割

子どもの成長にとって、家庭教育の役割が極めて重要です。保護者は、子どもに対して、社会力の大元である他者への関心・愛着・信頼感など社会生活に必要な基礎的な資質を育てるとともに、心身の調和のとれた成長・発達を促すよう努めなければなりません。そのためには、保護者自身が自らの社会力を高めることに努め、子どもの教育に対する責任を自覚し、愛情をもって育てることが大切です。

美浦中学校では、すべての家庭や保護者が以下のことを実行できるよう、様々な機会を通じて、広報啓発活動を行い、いじめの未然防止、根絶のために努めます。

- (1) 家庭での子どもとの会話を増やすなどして、子どもの理解や子どもとの信頼関係を高めるよう努める。
- (2) 学校と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、PTA総会や家庭教育学級等の機会を利用し子どもが学校でどのような毎日を送っているかについてしっかり把握するよう努める。
- (3) 情報モラルの理解に努め、子どもがインターネット利用の社会的ルールやマナーなどを身に付けられるように努める。また、子どものスマートフォンやゲーム機等の使用については家庭で約束事を決め、守らせるようにする。
- (4) 家庭教育学級等に積極的に参加し、子育てについて学習する。
- (5) 万一、わが子がいじめを受けていることがわかった場合は、子どもの身体の安全を確保するとともに、直ちに学校もしくは教育委員会に連絡し、連携して対応する。
- (6) わが子がいじめをしていることがわかった場合、ただちにその行為をやめさせるとともに、速やかに学校もしくは教育委員会に連絡し、連携して対応する。
- (7) 子どもを通して、あるいは何らかの機会にいじめの情報を把握した場合は、速やかに学校もしくは教育委員会に連絡する。

## V 地域に期待する役割

いじめを防止し根絶するためには、学校と教育委員会、そして家庭を含む地域社会が互いに連携し協力することが極めて重要です。具体的には、大人たちが家庭や地域社会において積極的に子どもに関わるなど、地域社会が一体となって子どもの社会力を育てるために協力していくことが望まれます。

そのために、美浦中学校では、以下のことがらについて、様々な機会を活用し、広く村民への周知と啓発を図ります。

- (1) 地域と学校とが互いの情報を共有したりそれぞれの活動に協力したりすることで、

常に連携を図るよう努める。

- (2) 子どもの健全育成に関わる諸団体は、その活動を効果的に行うことで、生徒の社会力、他者理解や思いやりの心、協調性や規範意識、他者への愛着や信頼感、地域への誇りや貢献意識などを育成する。そのために、地域の行事や体験活動への参加を促すなど、様々な他者との交流や協働体験を通して、子ども同士または子どもと大人との心のつながりを深めていく。
- (3) 地域の住民、企業従事者、商店や商業施設等の経営者等は、地域においていじめ またはいじめと疑われる行為を認めた場合、直ちにその行為を止めさせ、その事実を直ちに当該の子どもが在籍する学校もしくは教育委員会に連絡する。
- (4) 民生委員、児童委員や青少年相談員等は、子どもの社会力育成に率先して協力すると同時に、地域においていじめまたはいじめと疑われる行為を認めた場合、直ちにその行為を止めさせ、その事実を直ちに当該の子どもが在籍する学校もしくは教育委員会に連絡する。

## VI 重大事態が発生した場合の対応について

美浦中学校では、ここに述べたような考え方に立ち、着実な取組や適切な指導を行うことによっていじめのない学校にしていく努力を重ねていきます。しかし、いじめがなくなると言い切ることはできません。また、自殺などいじめに起因する重大事態が絶対に起こらないという可能性を排除することもできません。

児童がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い(児童が自殺を企図した場合など)がある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手。「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」を含む。)がある場合、次の対処を行います。

### 1 「いじめ調査委員会」の設置

美浦中学校にいじめに関わる重大事態が発生した場合、いじめにより生徒の生命および心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合、または、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合、学校は重大事態の発生について教育委員会に報告し、当該の重大事態に対処するための組織として、「いじめ調査委員会」(以下「調査委員会」)を設置します。

- (1) 調査委員会は、学校長の要請に応じて事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。
- (2) 調査委員会の設置および運営については別途定める規則に従い行うものとする。

### 2 「いじめ調査委員会」の構成と重大事態への対処

- (1) 構成員は校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当教員、該当学年の学年主任、該当学級の担任、及び校長が必要と認めたその他の教職員や専門的な知見を有する者とする。
- (2) 重大事態の発生について、次のように対処する。

#### ①発生報告

重大事態が発生した旨を、教育委員会に報告する。

#### ②実態把握と対応方針の決定

事実関係を速やかに把握し、部活動のいじめ、学級のいじめなど、事案に応じて対応チームを柔軟に編成する。（校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、部活動顧問など）

### ③被害者保護

いじめの被害を受けた生徒の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。

### ④加害者対応

いじめの加害生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。

### ⑤調査結果報告

調査結果については、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

### ⑥村長への報告

上記調査結果については、村教育委員会を通じて、村長に報告する。

## (3) いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解決することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていること。ただし、要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する行為が止んでいる状態が相当の期間継続している（少なくとも3ヶ月を目安とする）。ただし、いじめの被害の重大性などからさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は調査委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

### ②被害者生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害者生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## (4) 継続的な支援と再発防止

(3)に記したいじめの解消に基づいて、いじめの被害を受けた生徒に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送ることができるための支援や、適切な学習に関しての支援等を継続して行う。

加害生徒に対しては、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

また、当該事態の事実真挚に向き合い対応することによって、他の生徒においても同種の事態の発生を防止する。併せて、次年度への引き継ぎを確実にを行い、再発防止に努める。